



マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」という。)対策を経営上の最重要課題の一つと位置付け、以下の措置を講じ、一元的な内部管理態勢を構築してまいります。

- 組織態勢
 - 当金庫のリスク管理の最終意思決定機関である理事会は、マネロン・テロ資金供与対策の重要性を認識・理解し、その対策に主体的かつ積極的に取り組みます。
 - 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の責任者及び主管部を定めて一元的な管理態勢を構築し、関係部連携の下、組織全体で横断的に対応します。
 - 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策に関して役割及び責任を明確にし、適時・適切に対応できる庫内態勢を整備します。
- リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策
 - リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、自らが直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
 - リスクの特定・評価及び低減措置については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。
 - 適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。
- お取引時の確認

当金庫は、関係法令に基づいたお取引時の確認を実施するとともに、お客さまのお取引の内容等を適切に管理します。また、反社会的勢力を含め、当金庫が定める顧客管理を実施できないと判断した不適切なお客さまとの取引等については、取引の謝絶等のリスク遮断に努めます。
- 疑わしい取引の届出
 - 当金庫は、疑わしい取引について適時・適切に検知・監視・分析できる庫内態勢を整備します。
 - 当金庫は、お取引時の確認、取引モニタリングにおける異常検知及び営業店からの報告等により、疑わしい取引に該当すると判断した取引について、速やかに当局に対して届出を行います。
 - 当金庫は、適時・適切に疑わしい取引の届出を行うため、役職員に継続的な研修を実施し、関係法令等の周知・徹底を図ります。

取引時確認、継続的な顧客管理についてのお願い

当金庫は、適時適切な取引時確認を行うため、各種質問や確認資料のご提出をお願いする場合がございます。定期的にお客様の情報やお取引内容を確認するため、お電話やダイレクトメール等を差し上げる場合がございます。金融庁が公表しております「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で求められている事項への対応のため、ご協力をお願いいたします。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権における不良債権は、ランクアップや不良債権の最終処理を進めたことにより、前期末比141百万円減少の3,075百万円、不良債権比率は0.08ポイント改善し、2.18%となりました。

なお、不良債権に対する担保・保証等による保全額は3,015百万円であり、不良債権額の98.0%をカバーしています。さらに、自己資本は11,787百万円あり、不良債権に対する備えは万全となっています。今後も不良債権の発生防止に努め、債権の健全化促進を図って参ります。

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位:百万円)

区 分	2021年度	2022年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	518	631
危険債権	2,698	2,443
要管理債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
小計(A)	3,217	3,075
保全額(B)	3,100	3,015
個別貸倒引当金(C)	345	295
一般貸倒引当金(D)	-	-
担保・保証等(E)	2,755	2,719
保全率 (B)/(A) (%)	96.3	98.0
引当率((C)+(D))/(A)-(E) (%)	74.6	82.8
正常債権(F)	138,960	137,593
総与信残高(A)+(F)	142,177	140,668
不良債権比率 (%)	2.26	2.18

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。



金融円滑化取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、必要な態勢整備を図っております。

また、金融円滑化の実施をより確実なものにするため、理事会・常務会等は金融円滑化管理責任者からの付議・報告を受け、必要に応じて金融円滑化管理態勢の周知徹底、整備・改善等を指示いたします。

他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

中小企業・小規模事業者等(以下中小企業という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして、「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合にこのガイドラインが適用されることとなります。

当金庫は、本ガイドラインが策定された背景や目的を十分に尊重し、保証契約の締結や保証債務の整理等においては、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン及び特則の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1)経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2)経営者保証に関するガイドラインの活用状況

	2022年度
新規に無保証で融資した件数	424 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	29.06 %
保証契約を解除した件数	61 件

※「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

- ご相談窓口 平日:お取引営業店(平日9:00~17:00)
休日(日曜日):コンサルティングセンター(毎週)、桃花台支店(第1・3)
※詳しくはご相談サービス(P23)、店舗のご案内(P25・26)をご覧ください。